

公益財団法人タカナン育英財団
第2回（2026年度）奨学生募集要項

1. 趣 旨

本財団は、神奈川県内の学校において食又は農業に関連する分野を学ぶ学生・生徒で経済的支援が必要な者に対する奨学金の支給を行うことで、社会有用の人材の育成、食文化及び農業の振興に寄与することを目的とする。

2. 特 徴

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

3. 奨学生の応募資格

神奈川県内の学校において食又は農業に関連する分野を学ぶことができる学科・専攻・コースに在籍する大学生、短期大学生、専門学校生及び高校生（2026年4月1日時点で1年生及び2年生である者）で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 本財団の定める家計基準を満たす者
- (2) 学校長等の推薦のある者

4. 採用人員

1年生：20名程度（大学生8名程度、短期大学生及び専門学校生8名程度、高校生4名程度）
2年生：若干名

5. 奨学金の額と支給の方法

(1) 支給金額

原則として、年額200,000円とします。

(2) 支給期間

奨学生に採用したときから、原則として在学学校の正規の修学期間を終了するときまでの期間とします。

(3) 支給時期

奨学金は、誓約書を受領後に、4月に遡及して2026年7月末に支給します。

6. 奨学金の休止、停止又は廃止

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給の休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 一月以上病気等により又は理由なく長期欠席したとき
- (2) 休学又は外国へ留学したとき
- (3) 在学する学校における学籍を失ったとき
- (4) 学則により処分を受けたとき

- (5) 応募書類の記載事項に重大な虚偽が発見されたとき
- (6) 奨学金を必要としない理由が生じたとき
- (7) 本財団の事務局と連絡が取れなくなったとき、又はその指示や指導に従わなかったとき
- (8) 本財団若しくは本財団の支援企業の名誉を傷つけ、又は著しく迷惑をかけたとき

7. 募集方法

学校を通じて募集します。

8. 応募の手続

在学する学校における担当窓口にご相談いただき、次の書類をそろえて提出してください。

- (1) 奨学生願書（様式第1号）
- (2) 学校長等の推薦書（様式第2号）
- (3) 個人情報取扱いに関する同意書（様式第3号）
- (4) 家計支持者（保護者、保護者がいない場合は代わって家計を支えている人）に係る直近の給与所得の源泉徴収票のコピーまたは所得税の確定申告書の写し

○郵送先

〒240-0005 横浜市保土ヶ谷区神戸町 134 番地 横浜ビジネスパークイーストタワー13 階
公益財団法人タカナシ育英財団 事務局 宛
TEL : 045-338-1823

○提出期限 2026年5月25日（財団必着）

9. 選考及び決定

- (1) 本財団に設置する選考委員会の選考を経て、理事会で奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、2026年7月末までに学校を経由して本人に通知します。
- (3) 採用決定者は、遅滞なく誓約書（様式第4号）を提出してください。

10. その他

応募書類の受付後、その記載内容の確認のため本財団の担当者が直接本人と面談を行うことがあります。なお、面談を行う場合には、事前にご連絡します。
また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以 上

(別紙)

家計基準

家計支持者（保護者、保護者がいない場合は代わって家計を支えている人）全員の所得金額の合計額が選考の対象となるが、所得金額の合計額の目安はおよそ 500 万円以内とする。